

みんなで作る「地域力」の時代へ

知りたい聞きたい/

一括交付金制度 Q & A

- Q1** なぜ今一括交付金が必要なの？
- A** 少子高齢化が進展し、働ける世代が減少していくため、できるだけ行政を小さくし、地域でできることは住民自らで行ってもらうことが大切になってくるためです。
- Q2** 一括交付金をもらうために組織をつくらないといけないの？
- A** はい。各小学校区（または分館単位）で組織された地域づくり協議会をつくってください。そこで、地域の課題を出し合い、その解決に向けた話し合いをしていくことになります。
- Q3** 町内会はなくなるの？
- A** いいえ、何も変わりありません。これまでと同様に活動を続けてください。各町内会やいろいろな委員の意見を統括し、取りまとめる組織が地域づくり協議会となります。
- Q4** 町内会に入っていない人は関係ないの？
- A** 一括交付金は防犯灯や草刈りなどにも使われるので、町内会に入っていない人の住環境の向上にもつながります。新しく町内会をつくって地域活動に参加したい人は、設立の方法を市人権・まちづくり課へご相談ください。
- Q5** 地域づくり協議会にはどんな人が入るの？
- A** コミュニティ会長、土木担当員、民生委員児童委員、ごみ減量化委員、区長、町内会長などが多いですが、地区ごとに決めてもらいます。
- Q6** 一括交付金のお金はどこがもらうの？
- A** 各小学校区（または分館単位）で組織された地域づくり協議会に交付します。そこから話し合い、地域のいろいろな事業に使ってください。
- Q7** 一括交付金のお金は何に使えるの？
- A** 地域における環境、防犯、交通安全、防災活動など、地域のためになることであれば原則使えます。例えば、地域のお祭りなどにも使えます。
- Q8** 町内会にメリットはあるの？
- A** 例えば、近所の町内会や各委員の皆さんとの横の連携が生まれ、安心して効率的な町内会活動を行っていくことができるようになります。
- Q9** 市民にメリットはあるの？
- A** 地域で暮らす住民の顔が見えてさまざまな協調性が生まれます。そのことが防犯や防災、地域での生活をより有意義なものにしていくことができます。
- Q10** 市民にデメリットはあるの？
- A** 地域づくり協議会での事務処理の負担が生じます。ただし、市人権・まちづくり課ができるだけのサポートをさせていただきます。



地域づくり一括交付金制度がスタートしている地区

8/17 地区

一括交付金制度で始めています地域づくり



秦小学校に移設した秦麿寺の礎石

秦地区自治会連合会

会長 片岡 裕平さん

4月1日から秦小学校区の地域づくり協議会である「秦地区自治会連合会」で、一括交付金を活用した活動をスタートさせました。一括交付金の活用にあたっては、地域清掃や祭りなど、各事業の経費をみんなで話し合い、見直しました。一括交付金制度をきっかけに、これまで町内会ごとにはばらつきがあった事業や経費を明確にし、統一することができ、住民の地域づくりへの意識も高まっていると感じます。

また、一括交付金を活用し、新規事業にも取り組みました。いままで秦麿寺に無造作に置かれていた礎石を、児童の郷土学習に生かしてもらおうと、秦小学校の校庭に移設しました。子どもや保護者に地元の歴史に触れてもらえればと思っています



6月26日に市役所で行われた、総社小学校区内の総社市街地町内会連合会への一括交付金制度説明会。同連合会は16町内会、約1300世帯が暮らすマンモスコミュニティ。都市部の町内会が抱えるさまざまな問題点が議論された

議論を重ねる地域



維新小学校区内の町内会代表らを対象に6月29日、水内分館で一括交付金制度の説明会が行われた。人口の減少が深刻な問題となっている地域。住民同士の支えあいが必要となってくるなか、地域づくり協議会の立ち上げに向けて意見交換された

「地域づくり一括交付金制度」とは、市がこれまで、ごみや防犯灯、敬老会、道路の草刈り、水路の清掃といった活動ごとに交付していた補助金を整理統合。各地域の人口規模や道路・水

路の延長などを基に算定した地域づくり一括交付金として交付する制度です。また、交付する団体は、小学校区（または公民館分館）単位を基本にして、新たに設置する「地域づくり協議会」となります。

この制度の特徴は、地域に住む住民自らの判断で、地域にとって最も有用なことで使い方を決めていくこと。それぞれの特色を生かし、魅力ある地域を住民の力でつくっていくシステムです。

全国的に少子・高齢化の進行、若者の地域活動への不参加などにより、地域活動の維持が困難な状況に

なっています。しかし、これらの課題を行政や個人だけで解決するには限界があります。そこで、こうした状況を食い止めるため、地域が一体となった組織をつくり、市民参加型のまちづくりを目指していかねばならないと考え、地域づくり一括交付金制度を創設しました。

市では、この一括交付金制度が、来年4月には市内の全地区で実施されることを目標に、まだ実施していない地区へ説明に向き、議論を重ね、住民の皆さんにこの制度の趣旨をご理解いただけるよう取り組んでいます。

4月1日からスタートしている「地域づくり一括交付金制度」。市内17地区のうち8地区が地域づくり協議会を立ち上げ、それぞれ地域の現状に応じて個性を生かすまちづくりに取り組んでいます。今後さらに一括交付金制度をスタートできる地区が増えていくよう、行政と地域が協働して取り組んでいきます。

問い合わせ 人権・まちづくり課国際・交流推進係 (☎08242)

一括交付金制度 100%実施を目指す